

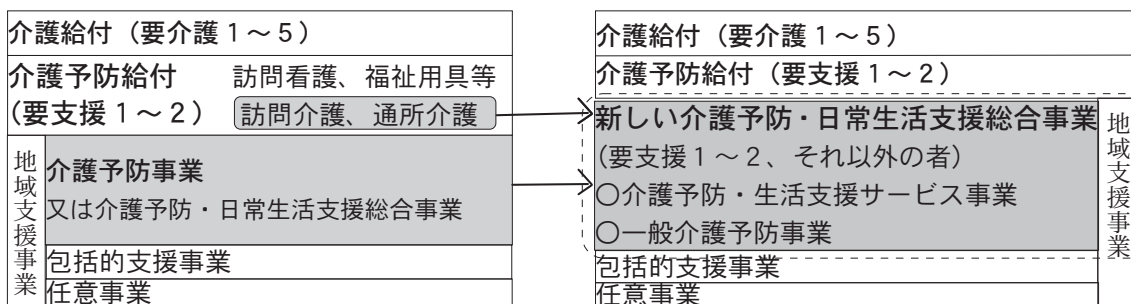
新・介護予防・日常生活支援総合事業 がはじまります 65歳以上の方をサポートします

介護保険法の改正により、これまで市町村が実施してきた「介護予防事業」は見直され、介護予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、全国一律基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」として地域支援事業に移行されることになりました。

なお、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」以外のサービスは、予防給付に残ります。

介護保険制度 <<現行>>

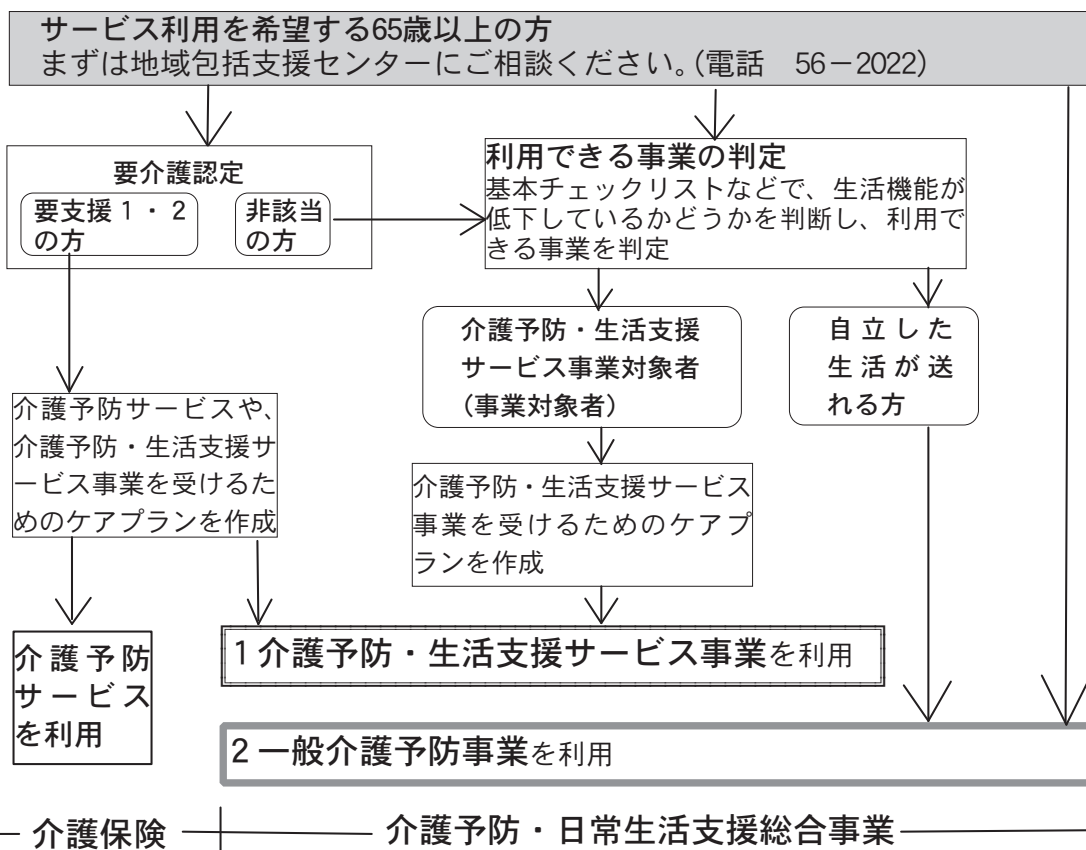
<<見直し後>>



介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。

この事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

<<総合事業の利用の流れ>>



1 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリストなどにより総合事業の対象者と判定された方が対象となります。これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加えて、「その他の生活支援サービス」を受けることができます。

＜訪問型サービス＞自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や清掃、洗濯などの支援が受けられます。

＜通所型サービス＞通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。

＜その他の生活支援サービス＞栄養改善を目的とした配食サービスや、高齢者の見守りなど、地域で自立した日常生活が送れるように支援が受けられます。

※占冠村では、訪問型サービスを社会福祉協議会へ委託し4月から行っていきます。

2 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象として、介護予防のための取り組みを行っています。主に指導教室等へ通いで参加することができます。

- 筋力向上 ○口くう機能の向上 ○栄養改善
- 閉じこもり予防・支援／認知症予防・支援／うつ予防・支援／ひざ痛・腰痛対策など

※占冠村では、一般介護予防事業としての「お元気さんくらぶ」事業を、社会福祉協議会へ委託し4月から行っていきます。

Q & A

- ① 現在、村の訪問員サービスを利用していますが、継続利用できますか？
答 利用者の希望などをふまえた、地域包括支援センターのケアマネジメントで、支援が必要と判断された場合は、引き続き総合事業の訪問員サービスを利用することができます。
- ② 現在、要支援1の認定を受けて、小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」で「通い」サービスを受けていますが、継続利用できますか？（介護予防・生活支援サービスの利用に移行となりますか？）
答 継続利用できます。小規模多機能型居宅介護サービスは、総合事業に移行しないため、現行どおりのサービスが継続します。
- ③ どうしたら、利用できますか？
答 生活の中のお困りごとなどができたときは、これまで通り、「地域包括支援センター」にご相談ください。
心身や生活の状況によっては、基本チェックリストと呼ばれる簡易な確認で、サービスや支援を受けたり、地域の通いの場に参加いただくことができます。
※希望に応じて「要支援認定」を受けることもできます。

■問い合わせ

占冠村地域包括支援センター（役場保健福祉課） 電話56-2022